



保健だより No.2

令和5年 5月 8日
多摩市立豊ヶ丘小学校
校長 卜部 敦彦
主任養護教諭 新井あづ紗



さわやかな季節になりました。天気の良い日は気温が上がりますが、朝夕や雨の日はまだ肌寒く、体調を崩しやすい時季でもあります。調整しやすい服装で登校させてください。休み時間などに上着を脱いで置き忘れてしまうことがあるため、衣服には記名をお願いします。

新学期から1ヶ月が経ち、環境が変わったことにより知らず知らずのうちに疲れやストレスが溜まっていることもあるかもしれません。睡眠や休息を十分にとり、体と心の疲れがとれるようにしてください。お子さんの様子で気になることがあれば、お知らせください。



健康診断の結果、病気・異常等の疑いのある人には「健康診断結果のお知らせ」をお渡ししています。
(※歯科のみ、全員にお知らせをお渡しします。)

お知らせをもらった場合は、なるべく早めに受診をお願いします。

内科・眼科・耳鼻科については、プール開き(12月)までに必ず受診してください。

お知らせは「病気・異常等の疑いのある人」にお渡ししていますので、受診の結果、「異常なし」と診断されることもあります。ご了承ください。

【重要】新型コロナウイルス感染症の対応について

新型コロナウイルス感染症は、5月8日付で「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の5類感染症に移行しました。これに伴い、学校保健安全法施行規則の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症は「学校において予防すべき感染症」第二種に追加されました。

★出席停止期間：発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで。

(発症した日、症状が軽快した日はそれぞれ0日目とします。)

★出席停止解除後、発症から10日間を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

★濃厚接触者としての特定は行われなため、同居する家族等が陽性になった場合も、児童は出席停止の対象にはなりません。

★感染不安で休みたい場合、合理的な理由があると校長が判断した場合は「出席停止」とすることも可能です。

★発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず自宅で休養してください。
(原則欠席扱い)

《学校において予防すべき感染症と出席停止の期間》

	対象の感染症	出席停止期間の基準	提出物
第一種	エボラ出血熱クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ（H5N1）	第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで	多摩市指定の 登校許可証を提出
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで	治癒届を 提出
	新型コロナウイルス感染症	発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで（※）	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	多摩市指定の登校許可証を提出
	麻疹	解熱した後三日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風疹	発疹が消失するまで	
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後二日を経過するまで	
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで		
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、溶連菌感染症、伝染性紅斑、手足口病、A型肝炎、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎 等	第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	多摩市指定の 登校許可証を提出

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

*上記の感染症（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外）にかかった場合は、多摩市指定の登校許可証を医師に記入してもらい、提出してください。登校許可証は学校にあります。

*インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症については、学校指定の「インフルエンザ治癒届」「新型コロナウイルス感染症治癒届」に保護者をご記入の上、学校に提出してください。
治癒届は学校ホームページからダウンロードできます。